



# 2014年度 環境活動レポート

(平成26年4月～平成27年3月)



大東衛生株式会社

大東衛生株式会社は、事業活動の中核である廃棄物処理、廃棄物から製品化及び清掃の活動を通して、地域環境の改善と保全に貢献する一方で、弊社を取り巻く近隣、地域社会から地球環境に至る様々な環境問題を弊社の重要な課題と受け止め、持続可能な循環型社会の構築にも寄与すべく、事業活動のあらゆる面を通して、環境の改善活動を継続的に推進します。

## 環 境 方 針

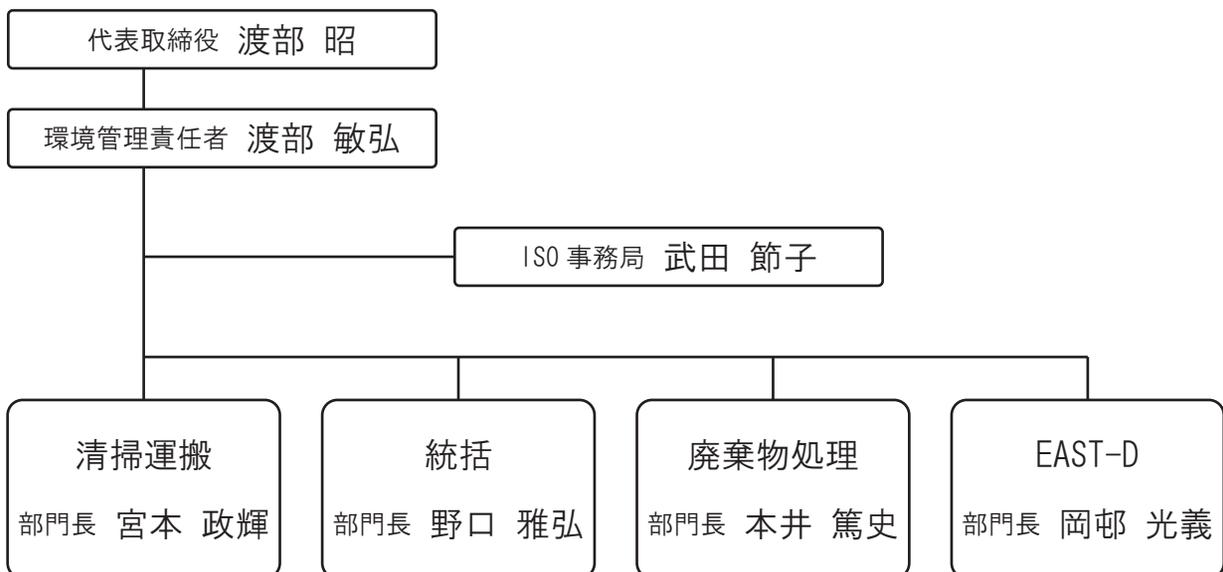
1. 事業活動において、環境側面を常に意識し、汚染の予防に努め、技術的・経済的に可能な範囲で環境負荷の低減を目指し、特に廃棄物の減量化、リサイクル及び作業環境の改善に努めます。
2. 環境関連の法規、条例・協定、弊社が同意したその他の諸要求事項を遵守し、一層の環境保全に努めます。
3. 焼却プラント・容器包装プラスチックリサイクルプラントの効率的運用により環境負荷の低減を図ります。
4. 環境目的及び目的達成のための環境マネジメントプログラムの策定と環境管理活動の継続的改善を進めます。
5. 環境保全及び環境教育推進活動を通して、地域社会に貢献します。

弊社は、「環境方針」を実行し、維持し、全従業員に周知する。  
また「環境方針」は、社外の要求に応じ公表する。

大東衛生株式会社 代表取締役 渡部 昭

## ■企業情報及び概要

- 1.社名 大東衛生株式会社
- 2.代表者名 代表取締役 渡部 昭
- 3.所在地 **【本社】**  
〒537-0014 大阪市東成区 1-19-38  
**【住之江工場】**  
〒559-0025 大阪市住之江区平林南 1-6-47  
**【住之江第二工場】**  
〒559-0011 大阪市住之江区北加賀屋 5-5-61  
**【E A S T-D】**  
〒578-0921 東大阪市水走 4-9-8
- 4.環境管理責任者氏名 渡部 敏弘
- 5.担当者連絡先 TEL:06-6971-7339
- 6.事業内容 ①一般廃棄物の収集・運搬業（大阪市・東大阪市）  
②産業廃棄物の収集運搬業・中間処理業  
③特定建設業（大阪府知事（特-6）第015961号）  
④プラスチック製容器包装の再生処理事業  
⑤合成樹脂資材の製造・販売  
⑥ビルメンテナンス業  
⑦一般貨物自動車運送業
- 7.従業員数 65人
- 8.組織図（ISO14001）



## ■弊社プラスチック製容器包装リサイクル事業について (EAST-D の事業内容)

### ① 事業活動内容

「家庭から排出されるプラスチック製容器包装（その他プラ※）のリサイクル事業」

※容器包装リサイクル法において、プラスチックは指定表示ペットボトル（清涼飲料、しょうゆ、酒類の3種類）とその他PETボトルおよびプラスチック製容器包装の二種類の分別になっている。指定表示ペットボトル以外のプラスチック製容器包装のことを通称「その他プラ」と呼ぶことがある。

### ② 容器包装リサイクル法と弊社事業の位置づけ

一般廃棄物減量と資源の有効活用を目的に、家庭から排出されるごみの約60%（容積比）を占める容器包装ごみに対し、平成7年に容器包装リサイクル法が制定されました。

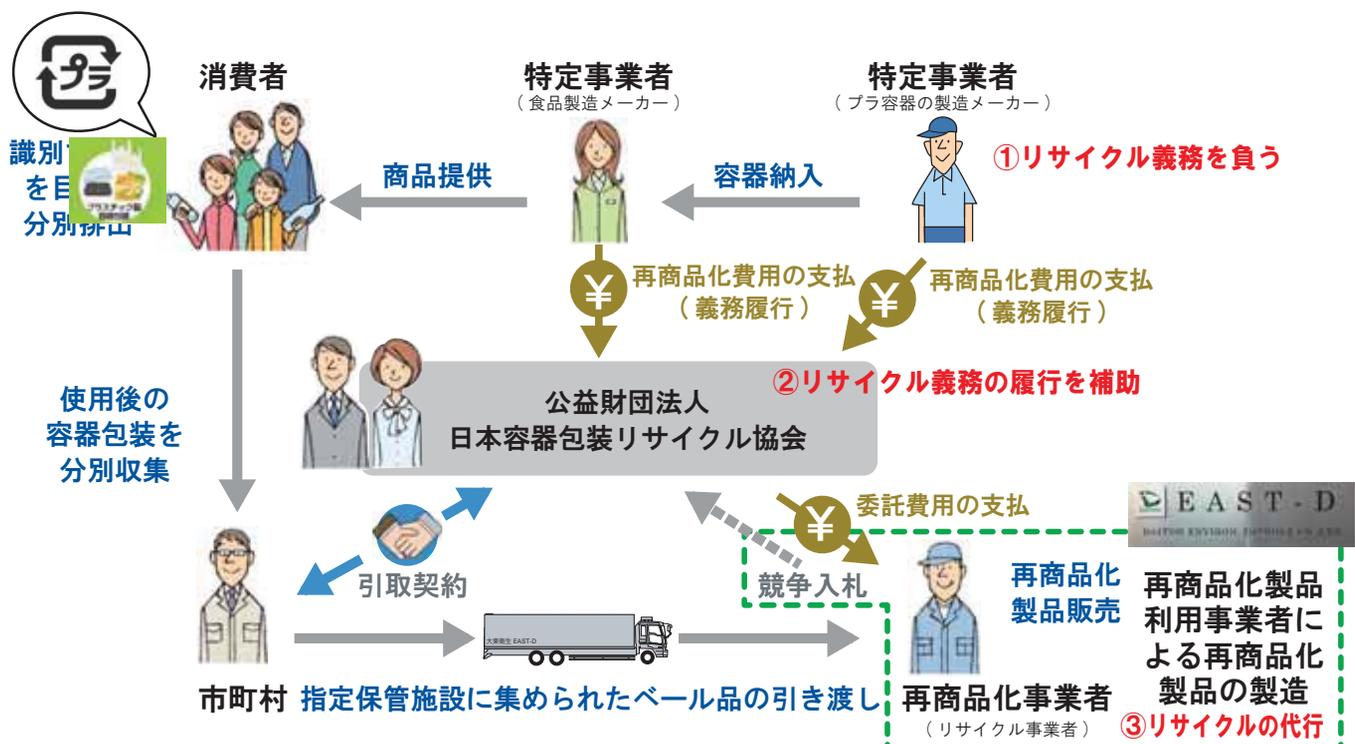
本法では、特定事業者（図中①）と称される容器包装の製造事業者と利用事業者が容器包装をリサイクルする義務を負っており、これらの事業者を特定事業者と呼びます。

特定事業者は、義務を履行するにあたり、自社でリサイクルを行う他、公益財団法人日本容器包装リサイクル協会（容リ協 図中②）へ再商品化費用（リサイクル費用）を支払いリサイクルを委託することができます。

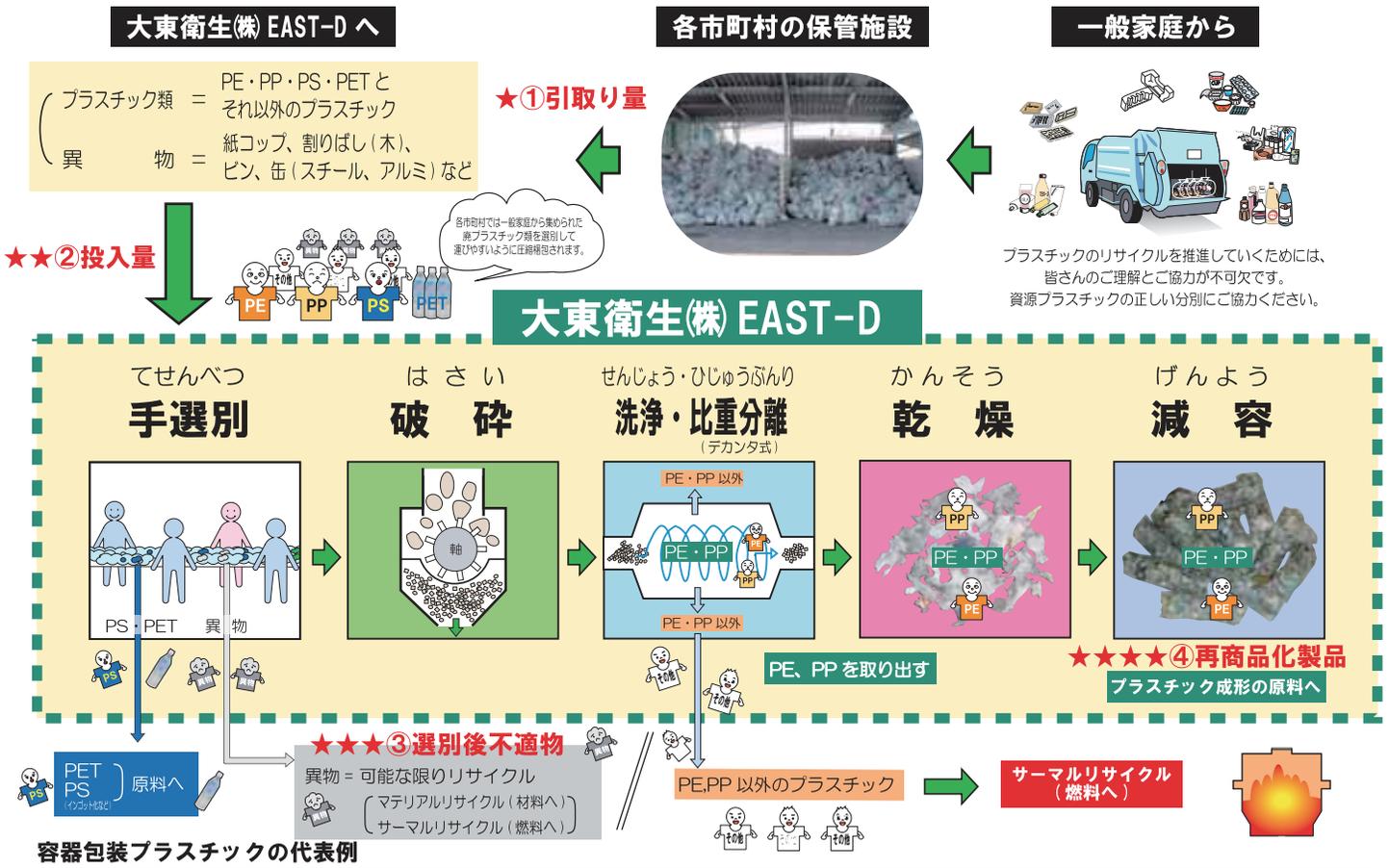
容リ協は、自治体から排出される容器包装プラスチック類の処理を容器包装リサイクル法に則って契約した再生事業者（図中③）に委託し、特定事業者の義務履行をアシストします。

再生事業者は、毎年競争入札制度を経て、市町村保管施設の容器包装プラスチック類を容器包装リサイクル品（再商品化製品）として製造と販売を受託します。

弊社の「プラスチック製容器包装リサイクル事業 (EAST-D)」は、このように容器包装をリサイクルする為の社会的受け皿として機能し、プラスチック製容器包装リサイクルに貢献の為、日々努力しています。



## EAST-Dの事業内容(略図)



## EAST-Dの事業実績(平成25年度(平成25年4月1日~平成26年3月31日))

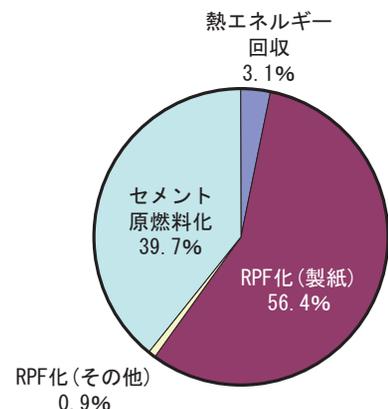
市町村よりの圧縮梱包後の容器包装プラスチック類			★★★★④再商品化製品		
★①引取り量	★★②投入量	在庫量	製造量	販売量	在庫量
4,347t	4,347t	0t	2,267t	2,267t	0t

コンパウンド、杭、擬木、板、医療廃棄物ペール缶、マンホール台座、車止め、パレット、ほか農業資材、土木資材、物流資材、等



### ★★★③選別後不適物(プラスチック類残さ)の処理方法

処理方法	処理量(トン)	%
熱エネルギー回収	76.6	3.1
RPF化(製紙)	1,399.0	56.4
RPF化(その他)	21.1	0.9
セメント原燃料化	984.8	39.7



## ■環境関連法規の遵守状況 (EAST-D)

環境関連法規の遵守状況で、定評価の結果、環境関連法規への違反はありませんでした。  
 また、関係当局による違反等の指摘は、当施設操業以来ありませんでした。  
 環境関連法規の遵守状況は、下表に表示します。

法律・条令・その他	法的要求事項	遵守評価記録	
		合否	内容
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	一般廃棄物施設設置許可 ( 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 8 条第 1 項 )	○	許可証
	一般廃棄物処理施設維持管理基準 ( 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 8 条第 3 項 )	○	基準に適合
	保管場所における適正保管と掲示板の設置 ( 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 12 条 )	○	掲示標章
	マニフェストの交付と管理 ( 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 12 条第 3 項 )	○	マニフェスト伝票回収
	マニフェスト交付状況報告書 ( 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 12 条第 3 項 )	○	報告済み
容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律 ( 法律第百十二号 )	再商品化の委託契約	○	違反なし
振動規制法 ( 東大阪市 )	特定施設設置の届出 ( 遠心分離機 ( 1 機 ) )	○	施設設置受理書
騒音規制法 ( 東大阪市 )	特定施設設置の届出 ( 破砕機 ( 2 機 ) )	○	施設設置受理書
水質汚濁防止法 ( 東大阪市 )	水質基準	○	東大阪市生活環境保全等に関する条例に準拠
悪臭防止法 ( 東大阪市 )	悪臭基準、年 1 回の悪臭測定実施	○	東大阪市悪臭公害防止指導要綱
東大阪市公害防止条例	水質基準 ( 水質汚濁防止法に準拠 ) 毎月の測定	○	PH: 5 ~ 9 COD: 600mg/l 以下 BOD: 600mg/l 以下 SS: 600mg/l 以下 有害物質: 水道及び農水産動植物に支障をきたさない 概観及び臭気: 放流先で色・臭気において支障をきたさない
	騒音基準 ( 騒音規制法に準拠 )	○	( 第 4 種区域 ) 昼間 8 時 ~ 18 時 : 70dB 朝 6 時 ~ 8 時 夕 18 時 ~ 21 時 : 65dB 夜間 21 時 ~ 6 時 : 60dB
	振動基準 ( 振動規制法に準拠 )	○	( その他区域 ) 6 時 ~ 21 時 : 70dB 21 時 ~ 翌日 6 時 : 65dB
東大阪市生活環境保全等に関する条例	騒音に係る施設設置 ( 使用 ) の届出 ( 破砕機 ( 2 機 ) )	○	設置 ( 使用 ) 許可の受理書
消防法	指定可燃物取扱い届出	○	届出
	定期点検実施	○	実施
電気事業法	毎月の点検	○	実施
都市計画法	建築基準法第 51 条 ただし書き許可事前協議書	○	—
建築基準法	建築基準法第 51 条 ただし書き許可の取得	○	—
	建築基準法第 6 条第 1 項 確認済証・検査済証の取得	○	—
計量法	2 年に 1 回測定	○	実施

## 環境負荷物質（排水、騒音・振動）に関する維持管理状況【EAST-D】

1. 記録期間 平成 26 年 4 月 1 日～平成 26 年 9 月 30 日

### 2. 排水処理施設

管理目標	SV30 30%～60%	原水計量槽 15～16m <sup>3</sup> /Hr	返送汚泥計量槽 6～7m <sup>3</sup> /Hr	再利用水 5.5 m <sup>3</sup> /H	透明度 10cm	脱水汚泥含水率 85%	脱水機運転時間 適正值 3～5H/回	ポリ鉄（残量） 残量 200ℓ以下補充
日付	測定値（抜粋）							
9月18日	31%	16m <sup>3</sup> /Hr	7m <sup>3</sup> /Hr	5.5m <sup>3</sup> /Hr	10cm	85%	2時間	残量245ℓ 補充175ℓ
8月11日	21%	16m <sup>3</sup> /Hr	7m <sup>3</sup> /Hr	5.5m <sup>3</sup> /Hr	10cm	85%	2時間	残量220ℓ 補充175ℓ
7月11日	24%	16m <sup>3</sup> /Hr	7m <sup>3</sup> /Hr	5.5m <sup>3</sup> /Hr	10cm	81%	2時間	残量230ℓ 補充175ℓ
6月13日	29%	16m <sup>3</sup> /Hr	7m <sup>3</sup> /Hr	5.5m <sup>3</sup> /Hr	10cm	85%	2時間	残量225ℓ 補充175ℓ
5月20日	30%	16m <sup>3</sup> /Hr	7m <sup>3</sup> /Hr	5.5m <sup>3</sup> /Hr	10cm	85%	2時間	残量220ℓ 補充175ℓ
4月22日	54%	16m <sup>3</sup> /Hr	7m <sup>3</sup> /Hr	5.5m <sup>3</sup> /Hr	10cm	85%	2時間	残量265ℓ 補充175ℓ

### 3. 処理水水質（外部検査機関委託）

検査項目	水素イオン濃度 (20℃)	化学的酸素要求量 (COD)	生物化学的酸素要求量 (BOD)	浮遊物質量 (SS)	n-ヘキサン抽出物質 (油分等)
日付	検査結果				
9月18日	7.9 (pH)	22 (mg/l)	5.3 (mg/l)	63 (mg/l)	1未満 (mg/l)
8月11日	7.6 (pH)	30 (mg/l)	14 (mg/l)	79 (mg/l)	1未満 (mg/l)
7月11日	7.8 (pH)	28 (mg/l)	13 (mg/l)	54 (mg/l)	1未満 (mg/l)
6月13日	7.9 (pH)	35 (mg/l)	10 (mg/l)	230 (mg/l)	1.8 (mg/l)
5月20日	7.7 (pH)	48 (mg/l)	23 (mg/l)	180 (mg/l)	5未満 (mg/l)
4月22日	7.5 (pH)	98 (mg/l)	44 (mg/l)	140 (mg/l)	1未満 (mg/l)
検査法	JIS K 0102 12.1	JIS K 0102 17	JIS K 0102 21 及び 32.3	S46 環境庁告示 第 59 号付表 8	S49 環境庁告示 第 64 号付表 4
管理目標値	5～9 (pH)	600 (mg/l)	600 (mg/l)	600 (mg/l)	30 (mg/l)

### 4. 騒音・振動（東大阪市生活環境保全等に関する条例）

管理目標	騒音		振動	
	第4種区域 午前8時～午後6時 敷地境界 70 デシベル	破砕機（母音キャビネット） 95 デシベル（社内基準）	第4種区域 午前9時～午後9時 敷地境界 70 デシベル	遠心分離機 100 デシベル（社内基準）
日付	測定値（抜粋）			
9月30日	60 デシベル	88 デシベル	40 デシベル	70 デシベル
8月30日	62 デシベル	86 デシベル	40 デシベル	78 デシベル
7月31日	66 デシベル	88 デシベル	40 デシベル	70 デシベル
6月30日	66 デシベル	93 デシベル	43 デシベル	73 デシベル
5月30日	68 デシベル	94 デシベル	56 デシベル	59 デシベル
4月30日	64 デシベル	88 デシベル	43 デシベル	75 デシベル

## 環境負荷物質（排水、騒音・振動）に関する維持管理状況【EAST-D】

1. 記録期間 平成 26 年 10 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日

### 2. 排水処理施設

管理目標	SV30 30%～60%	原水計量槽 15～16m <sup>3</sup> /Hr	返送汚泥計量槽 6～7m <sup>3</sup> /Hr	再利用水 5.5 m <sup>3</sup> /H	透明度 10cm	脱水汚泥含水率 85%	脱水機運転時間 適正值 3～5H/回	ポリ鉄（残量） 残量 200L以下補充
日付	測定値（抜粋）							
3月11日	53%	16m <sup>3</sup> /Hr	7m <sup>3</sup> /Hr	5.5m <sup>3</sup> /Hr	10cm	85%	3時間	残量340L 補充350L
2月17日	25%	16m <sup>3</sup> /Hr	7m <sup>3</sup> /Hr	5.5m <sup>3</sup> /Hr	10cm	85%	3時間	残量220L 補充175L
1月19日	46%	16m <sup>3</sup> /Hr	7m <sup>3</sup> /Hr	5.5m <sup>3</sup> /Hr	10cm	81%	3時間	残量285L 補充175L
12月25日	45%	16m <sup>3</sup> /Hr	7m <sup>3</sup> /Hr	5.5m <sup>3</sup> /Hr	10cm	85%	3時間	残量230L 補充175L
11月14日	58%	16m <sup>3</sup> /Hr	7m <sup>3</sup> /Hr	5.5m <sup>3</sup> /Hr	10cm	85%	2.5時間	残量230L 補充350L
10月21日	39%	16m <sup>3</sup> /Hr	7m <sup>3</sup> /Hr	5.5m <sup>3</sup> /Hr	10cm	85%	3.5時間	残量270L 補充180L

### 3. 処理水水質（外部検査機関委託）

検査項目	水素イオン濃度 (20℃)	化学的酸素要求量 (COD)	生物化学的酸素要求量 (BOD)	浮遊物質量 (SS)	n-ヘキサン抽出物質 (油分等)
日付	検査結果				
3月11日	7.0 (pH)	230 (mg/l)	180 (mg/l)	430 (mg/l)	4.7 (mg/l)
2月17日	7.3 (pH)	170 (mg/l)	100 (mg/l)	200 (mg/l)	5.2 (mg/l)
1月19日	7.1 (pH)	140 (mg/l)	49 (mg/l)	240 (mg/l)	5.8 (mg/l)
12月25日	7.8 (pH)	76 (mg/l)	29 (mg/l)	80 (mg/l)	2 (mg/l)
11月14日	7.8 (pH)	51 (mg/l)	16 (mg/l)	54 (mg/l)	1未満 (mg/l)
10月21日	7.9 (pH)	35 (mg/l)	12 (mg/l)	59 (mg/l)	1未満 (mg/l)
検査法	JIS K 0102 12.1	JIS K 0102 17	JIS K 0102 21 及び 32.3	S46 環境庁告示 第 59 号付表 8	S49 環境庁告示 第 64 号付表 4
管理目標値	5～9 (pH)	600 (mg/l)	600 (mg/l)	600 (mg/l)	30 (mg/l)

### 4. 騒音・振動（東大阪市生活環境保全等に関する条例）

管理目標	騒音		振動	
	第4種区域 午前8時～午後6時 敷地境界 70 デシベル	破砕機（母音キャビネット） 95 デシベル（社内基準）	第4種区域 午前9時～午後9時 敷地境界 70 デシベル	遠心分離機 100 デシベル（社内基準）
日付	測定値（抜粋）			
3月31日	61 デシベル	86 デシベル	40 デシベル	70 デシベル
2月28日	60 デシベル	88 デシベル	41 デシベル	77 デシベル
1月31日	61 デシベル	87 デシベル	42 デシベル	73 デシベル
12月30日	62 デシベル	86 デシベル	40 デシベル	77 デシベル
11月30日	66 デシベル	88 デシベル	40 デシベル	70 デシベル
10月31日	64 デシベル	87 デシベル	42 デシベル	73 デシベル

■環境付加の測定

ニオイセンサー XP-329mによる臭気測定



公害用振動レベル計 VM-1220E による振動レベル測定



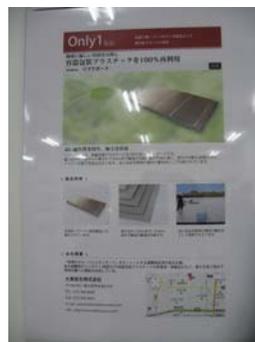
■地域環境教育への取り組み

日東化成、伊藤忠プラスチック(株)、城東テクノ工業、東大阪都市清掃組合、熊取町環境センター、(株)ミツカン、中央環境、アコス工業(株)、独立行政法人産業技術総合研究所、大阪府立環境農林水産総合研究所、AGC(旭ガラス)、赤穂市 等 16団体31名様を受入れ



◎地域イベントへの出展

- 東大阪産業フェスタ
- アースデイ2013 NP0ビレッジ
- 東大阪市民ふれあい祭り
- 東大阪環境フェスタ
- もうかりメッセ東大阪in東京



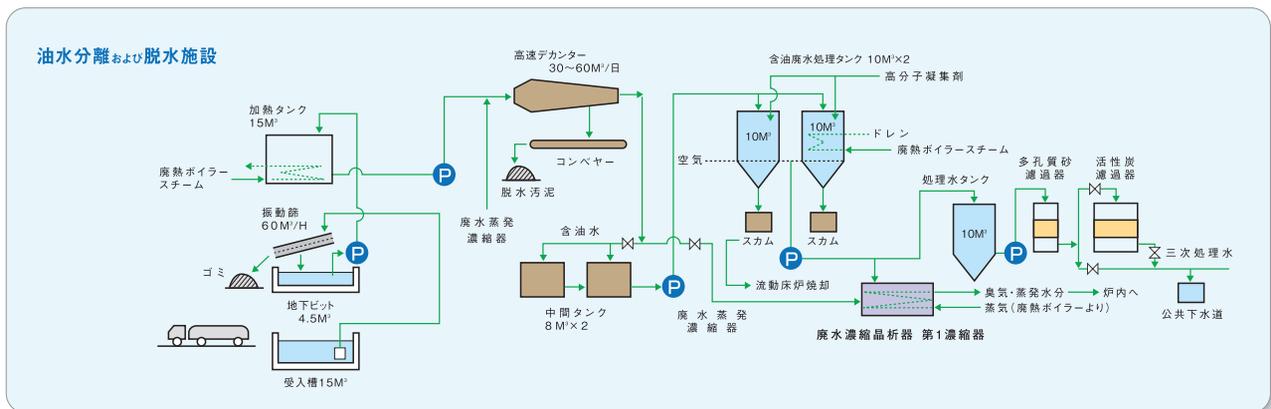
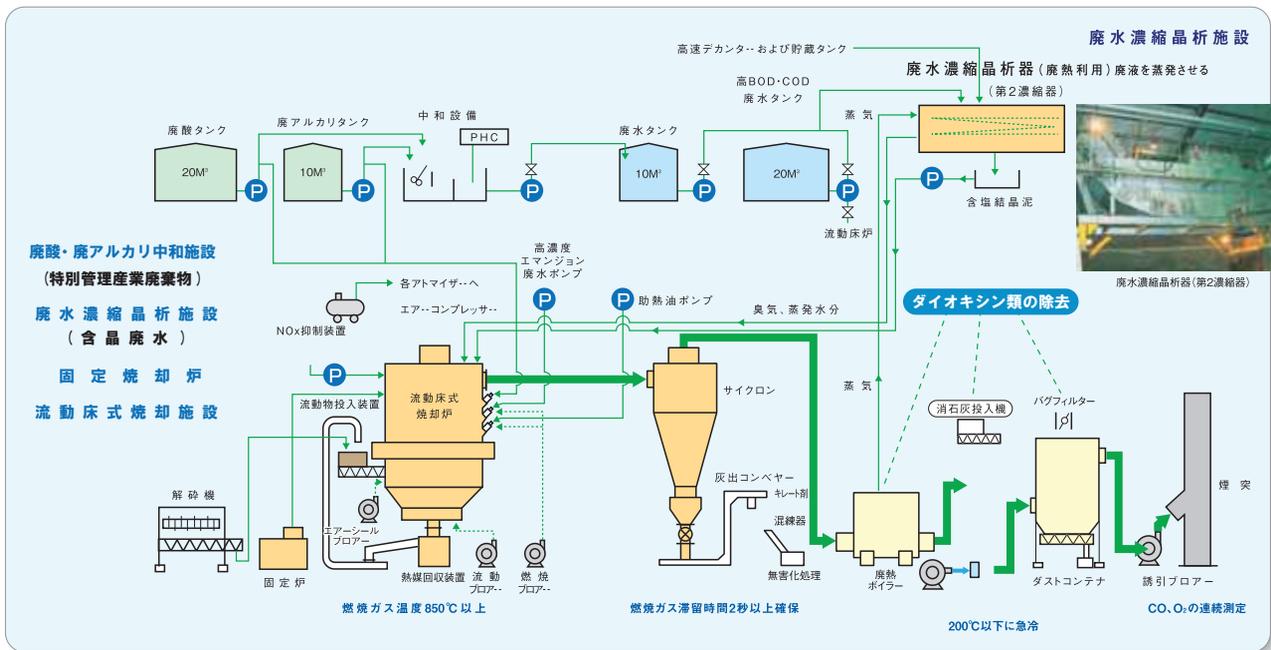
■フォークリフト講習会



■消防訓練



## ■産業廃棄物の一連の処理フロー（住之江工場）

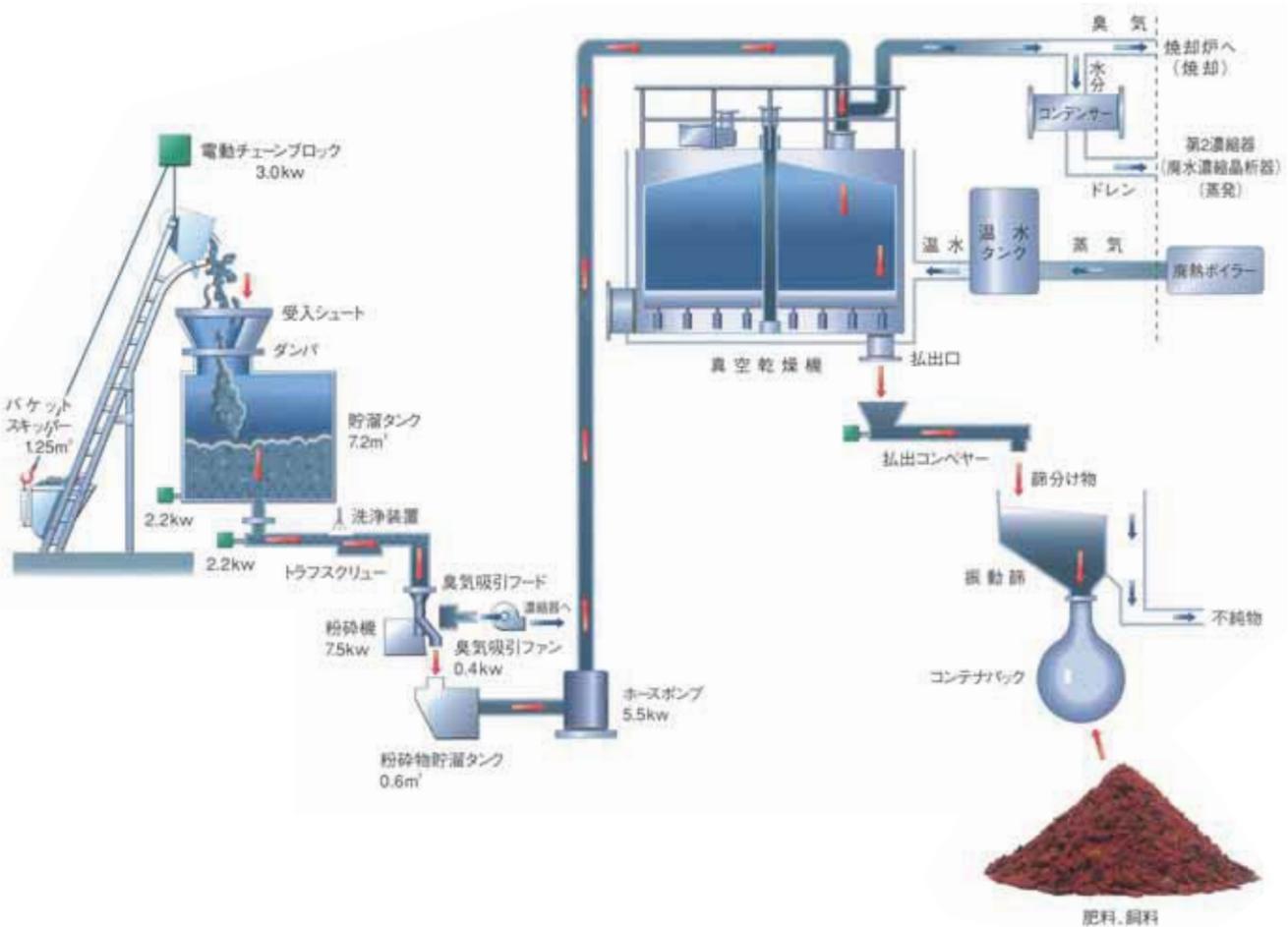


廃油（油類、塗料等）を焼却により完全処理を行います。温度管理と補機設備により、窒素酸化物（NO<sub>x</sub>）の分解やダイオキシン類の除去を行う為、環境にやさしい安全な処理方法として注目されています。

焼却により発生した、ばいじん（灰）は無害化処理され路盤材やコンクリートブロックといった資材へ有効活用されています。

## ■産業廃棄物の処理（住之江工場 / 真空乾燥処理施設）

ホテル、レストラン、スーパー、コンビニ等より廃棄される厨房生ゴミ。魚市場、青果市場等より廃棄される青果廃棄物及び魚残物。その他精肉等や食品工業より廃棄される食品残物を資源化し、土壌改良材、堆肥、肥料、飼料として有効利用されています。

























## ■産業廃棄物の処理（住之江第二工場）

廃プラスチック類、建設廃材、  
ゴムくず、紙くず、繊維くず、  
ガラスくず、金属くず、廃タ  
イヤ、廃家電、ドラム缶、1  
斗缶、自転車、マットレス、  
ベッド等を資源化して原料、  
燃料等に有効利用されています。

